

基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

施策8-1 人権尊重・男女共同参画の推進

現状と課題

本町では、基本的人権の尊重の精神が全ての人に正しく身につくよう人権教育・啓発を推進するとともに、差別や偏見のない社会を築くため、平成25年3月に「宇美町人権教育・啓発基本指針」を策定し、人権意識の高揚のため広報誌などを通じた多様な情報提供や啓発活動に努めてきました。

また、小・中学校において、発達段階に応じて人権尊重を基本とした教育を推進しています。今後とも、関係機関・団体などと連携し、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現を目指していかなければなりません。

男女共同参画については、今後、少子高齢化が一層進む中で、さらに重要性を増すことが予想されることから、意識改革や各種委員会、審議会への女性の登用をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す諸施策を積極的に推進し、着実に進展させていくことが必要です。

施策の方向

一人一人の人権が尊重され、人権の大切さを再認識するとともに、差別や偏見のない社会を築くための取組を総合的に進めます。

また、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画計画に基づく、意識づくりや環境づくりを進めます。

施策の体系

8-1 人権尊重・男女共同参画の推進

- (1) 人権政策の総合的推進
- (2) 人権教育・啓発推進体制の充実
- (3) 人権問題に関する相談体制の充実
- (4) 男女共同参画に向けての意識づくり
- (5) 男女が共に生きる環境づくり
- (6) 自立した生き方づくり

主要な取組

(1) 人権政策の総合的推進

「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権施策を総合的に推進します。

(2) 人権教育・啓発推進体制の充実

宇美町人権教育推進協議会をはじめ関係機関・団体と連携し、7月の「宇美町人権問題啓発強調月間」における人権問題啓発講演会や街頭啓発、各種月間の取組など、人権が尊重される教育及び啓発の推進体制の充実を図ります。

(3) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員、関係団体などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの取組の充実を図ります。

(4) 男女共同参画に向けての意識づくり

男女共同参画計画に基づき、広報・啓発活動などを通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

さらに、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

(5) 男女が共に生きる環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場などの環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援などを通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会などへの女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

(6) 自立した生き方づくり

一人一人が自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
宇美町人権問題啓発講演会の参加者数	人	206	330
審議会、委員会などにおける女性の登用率 (女性委員数／審議会、委員会などの総委員数)	%	11.5	30.0

実践計画



1 日人権擁護委員による啓発活動

施策8-2 行政経営の推進

現状と課題

本町では、「再生のまちづくり—まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり—」を基本理念とした第5次総合計画を平成23年7月に策定しました。

第5次総合計画を受け、行政資源（「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」）が有機的に関連した行政運営を行うため、「PDCAサイクルによるマネジメント」、「目標による管理」などの経営手法の導入・確立を図っています。

また、行政改革大綱に則して行財政改革を進め、簡素で効率的な行政運営を行うため、組織、機構の見直しや人材の育成を図るなど効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

これまでの行財政改革の取組により、一般職に属する常勤職員の削減、土地開発公社の解散、小学校給食調理などの業務の民間委託、電算システムの共同利用など、一定の成果を挙げてきました。

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進などにより、糟屋地区1市7町のなかでも、特に厳しい財政状況が続いている中で、真に必要な行政サービスを実施するための財源確保は極めて重要な課題であり、歳入・歳出の改革にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要です。

施策の方向

町民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めるため、その効率化に取り組みながら、行政サービスの向上に努めます。

平成27年度から平成30年度を計画期間とする「中期財政計画」（財政規律）を定め、それに基づく財政改革に取り組みます。

施策の体系

8-2 行政経営の推進

- (1) 計画的・効果的な行政の推進
- (2) 健全な財政基盤の確保
- (3) 効果的・効率的な財政運営の確立
- (4) 人材の育成
- (5) 社会資本の維持管理・更新
- (6) 広域行政の推進

主要な取組

(1) 計画的・効果的な行政の推進

総合計画に基づく政策・施策を計画的かつ効果的に実施するため、P D C Aサイクルによるマネジメントをより一層推進し、総合計画の進捗管理を行います。

(2) 健全な財政基盤の確保

歳入（見込み）や本町の財政規模に見合った予算編成を行うための歳入・歳出の改革に取り組むとともに、地方債残高の適正な管理を行うなど、財政規律を遵守した財政運営を行います。

(3) 効果的・効率的な財政運営の確立

新地方公会計に的確に対処し、財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じた重要度や緊急度を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。

(4) 人材の育成

人材育成基本方針のもと、職員一人一人が持つ能力を最大限に発揮できる人事制度の運用を行います。職員研修の充実を図り、プロ意識の自覚を促し、職員個々の自主性を育成することに努めます。

また、客観性及び透明性の高い人事評価制度を導入し、職員の実績や努力に応えることで更にモチベーションを高め、組織としての総合力の向上を図り、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

(5) 社会資本の維持管理・更新

全ての公共・公用施設の現状を調査し、修繕及び長寿命化に要する費用の算出や優先順位を決定するほか、建替え・統廃合についても検討を行い、適正な保全計画を策定するよう努めます。

(6) 広域行政の推進

広域的な行政課題については、周辺市町と連携して効率的な行政運営を図りながら解決に向けて取り組めます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
経常収支比率 ^{注33} (経常的経費充当一般財源等の額/経常一般財源等の額)	%	93.4	92.9
基金残高 (財政調整基金 ^{注34} + 減債基金 ^{注35})	億円	7.4	8.5
町税現年課税分収納率 (収納額/調定額)	%	98.1	98.4
職員に対する庁内研修の実施回数	回/年	3	3



注33 経常収支比率：財政構造の弾力性を図る指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常一般財源との比率。この比率が低いほど、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

注34 財政調整基金：災害復旧、その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てる基金。

注35 減債基金：町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するために積み立てる基金。

